

「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）及び「連結法人に係る移転価格事務運営要領」（事務運営指針）並びに「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領」（事務運営指針）及び「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領」（事務運営指針）の一部を改正する案に対する意見募集の結果について

「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）及び「連結法人に係る移転価格事務運営要領」（事務運営指針）並びに「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領」（事務運営指針）及び「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領」（事務運営指針）の一部を改正する案については、平成 29 年 11 月 10 日から 12 月 10 日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、9 通の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方、本改正後の新旧対照表は別紙 1～5 のとおりです。

御意見の全文は財務省地下 1 階閲覧窓口において閲覧に供します。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の受理状況

○ 郵便等 によるもの	3 通
○ FAX によるもの	2 通
○ インターネットによるもの	4 通
合 計	9 通

2 別紙について

（別紙 1）御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方については、「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）及び「連結法人に係る移転価格事務運営要領」（事務運営指針）並びに「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領」（事務運営指針）及び「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領」（事務運営指針）の一部を改正する案に係るものを併せて記載しています。

（別紙 2）「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）新旧対照表

（別紙 3）「連結法人に係る移転価格事務運営要領」（事務運営指針）新旧対照表

（別紙 4）「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領」（事務運営指針）新旧対照表

（別紙 5）「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領」（事務運営指針）新旧対照表